

# 平成30年産以降の飼料用米における放射性物質に係る安全性確認について

平成30年7月10日  
千葉県農林水産部生産振興課  
千葉県農林水産部畜産課

## 1 基本的な考え方

安全・安心な畜産物の生産に資するため、県が実施する米の放射性物質検査（以下、玄米検査という）の結果を用い、飼料用米における放射性物質に係る安全性を確認する。

## 2 飼料用米の基準値

家畜用飼料については、畜産物に含まれる放射性セシウム濃度が食品の基準値（一般食品 100Bq/kg、牛乳 50Bq/kg）を下回るようにするため、1日当たりの飼料の給与量や畜産物への移行係数から、畜種ごとに暫定許容値が算出されており、畜種によっては米の基準値（100Bq/kg）よりも厳しい基準値となっている。

さらに、県では、より安全な牛肉や牛乳の生産・供給を目指すため、牛用飼料の県目標値（50Bq/kg）を設定している（表1参照）。

## 3 安全性の確認（別紙参照）

県が実施する玄米検査の結果、飼料用米の県自粛要請の基準値（表1）を超えた場合は、当該市町の飼料用米の出荷・利用について、畜種・形態ごとに県から出荷・利用の自粛を要請する。

表1 飼料の暫定許容値（県目標値）及び玄米検査の結果から判断する飼料用米の県自粛要請の基準値

単位：Bq/kg

	暫定許容値 (県目標値)	県自粛要請の基準値			備考 〔 単体利用の県自粛要請の 基準値設定根拠 〕
		単体利用 <sup>※1</sup>		単体利用 以外 <sup>※2</sup>	
		玄米	もみ米		
牛用飼料	100 (50) <sup>※3</sup>	50	33 <sup>※4</sup>	100	県目標値により設定
豚用飼料	80	80	53 <sup>※4</sup>		暫定許容値により設定
家きん用飼料	160	100 <sup>※5</sup>	100 <sup>※5</sup>		主食用米の基準値により設定

※1 単体利用とは、畜産農家が単体飼料として利用する場合、若しくは畜産農家が家畜に飼料用米を給与する前に他の飼料と飼料用米を混合する場合のこと。

※2 単体利用以外とは、JAや配合飼料会社へ出荷し、配合飼料の原料として飼料用米を利用すること。

※3 ( )内の値は県目標値を示す。

※4 もみ米はもみ殻を含み、玄米よりも放射性セシウム濃度が高いため、主食用玄米検査の結果から換算する場合は上記の基準値となる。

※5 家きん用飼料の暫定許容値は 160Bq/kg だが、玄米検査の結果が 100Bq/kg を超える場合は主食用米が出荷制限となるため、家きん用飼料用米の出荷・利用は自粛となる。

平成30年産以降の飼料用米における放射性物質に係る安全性確認について

【飼料用米における放射性物質に係る安全性確認の仕組み】

- 主食用米における放射性物質検査（玄米検査）の結果を用いて、判断する。
- 県自肅要請の基準値を超過した場合、出荷・利用を自肅とする。

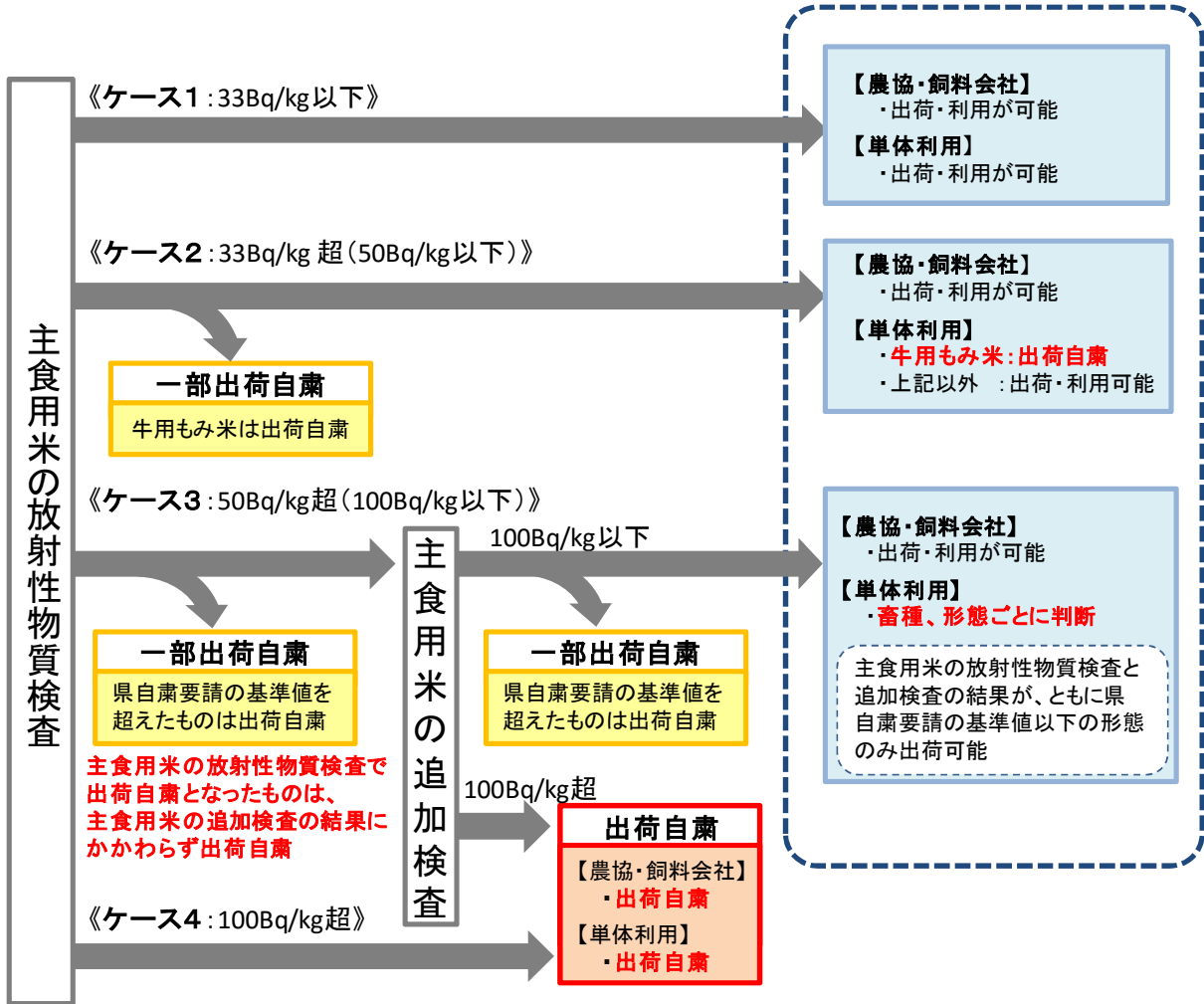


表2 玄米検査の結果から判断した飼料用米の出荷・利用の可否

主食用米の放射性物質検査結果 (Bq/kg)	単体利用						農協・飼料会社 (単体利用以外)	備考
	牛用		豚用		家きん用			
	もみ米	玄米	もみ米	玄米	もみ米	玄米	玄米	
33以下	○	○	○	○	○	○	○	33 × 1.5(濃度比) ≒ 50Bq/kg(牛用の県自肅要請の基準値)
33超(50以下)	×	○	○	○	○	○	○	
50超(53以下)	×	×	○	○	○	○	○	53 × 1.5(濃度比) ≒ 80Bq/kg(豚用の県自肅要請値)
53超(80以下)	×	×	×	○	○	○	○	
80超(100以下)	×	×	×	×	○	○	○	
100超	×	×	×	×	×	×	×	100Bq/kgを超えた場合、主食用米が出荷停止

○ : 出荷・利用可      × : 出荷・利用の自肅